

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

- 港湾施設の臨時休場……(港湾局港湾経営部経営課)……………一
- 平成十二年東京都選挙管理委員会告示第四百四十三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………一
- 平成十三年東京都選挙管理委員会告示第四百九号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………一
- 平成十四年東京都選挙管理委員会告示第七十六号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………二
- 平成十五年東京都選挙管理委員会告示第九十四号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………二
- 指定講習機関の届出事項の変更届出……………二
- 認定教育実施者の届出事項の変更届出……………三
- 技能検定員審査の実施……………三
- 教習指導員審査の実施……………四
- 建設業者に関する公告……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………五

- ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六
- 土地改良区役員の就退任……………六
- ……(産業労働局農林水産部農業振興課)……………六
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同)……………七
- 土地収用法施行令に基づく公示による通知……………七
- ……(東京都収用委員会)……………七

告示

● 東京都告示第八十一号
東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を臨時に休場する。ただし、東京花火大祭2018が中止となった場合は、休場しない。

平成三十年八月三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 種類 橋りょう付帯施設(遊歩道)
- 二 名称 レインボーブリッジ橋りょう付帯施設
- 三 休場日時 平成三十年八月十一日午後六時から午後九時まで(東京花火大祭2018が同月十二日に順延された場合は、同日の午後六時から午後九時までとする。)
- 四 理由 東京花火大祭2018の実施に伴う混雑及び事故の防止のため

告示(選)

● 東京都選挙管理委員会告示第五百五十四号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団

体の収支報告書の要旨(平成十二年東京都選挙管理委員会告示第四百四十三号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月三日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「12,536,294」を「13,510,186」に、「10,902,472」を「9,836,364」に、「1,633,822」を「3,673,822」に改め、同部2支出総額の項中「1,261,859」を「3,571,859」に、「11,274,435」を「9,938,327」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,029,000」を「3,069,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「1,233,518」を「3,543,518」に、「寄附・交付金 800,000」を「寄附・交付金 3,110,000」うち本部又は支部に対して供与した 2,310,000 に交付金に係る支出「」を改める。

● 東京都選挙管理委員会告示第五百五十五号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成十三年東京都選挙管理委員会告示第九十九号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月三日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「12,455,047」を「13,248,939」に、「11,274,435」を

「9,938,327」を「1,180,612」と改め、同部2支出総額の項中「640,988」と「3,010,988」を「11,814,059」と「10,237,951」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,056,000」と「3,186,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「617,315」と「2,987,315」を「寄附・交付金 400,000」と「寄附・交付金 2,770,000」と改め、同部5本年収入の内訳の項中「1,064,000」と「3,254,000」に改め、同部6本年収入の内訳の項中「849,395」と「4,129,395」を「寄附・交付金 600,000」と改め、

●東京都選挙管理委員会告示第百五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成十四年東京都選挙管理委員会告示第七十六号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月三日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「13,556,684」と「14,170,576」を「11,814,059」と「10,237,951」に改め、同部2支出総額の項中「988,070」と「4,268,070」を「12,568,614」と「9,902,506」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,064,000」と「3,254,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「849,395」と「4,129,395」を「寄附・交付金 600,000」と改め、

うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 50,000
「 寄附・交付金 3,880,000
うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 3,330,000
改め、

●東京都選挙管理委員会告示第百五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成十五年東京都選挙管理委員会告示第百九十四号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月三日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「13,763,205」と「13,437,097」を「12,568,614」と「9,902,506」に改め、同部2支出総額の項中「217,297」と「2,797,297」を「13,545,908」と「10,639,800」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「1,068,000」と「3,408,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「215,630」と「2,795,630」を「100,000」と「2,680,000」に改め、

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第273号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規

則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり指定講習機関から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年8月3日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

変更届出があった指定講習機関	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社コヤンプロライオンゲスカール秋津	代表者の氏名	小山 義一	小山 甚一	平成30年6月1日
株式会社コヤンプロライオンゲスカール成城	代表者の氏名	小山 義一	小山 甚一	平成30年6月1日
株式会社トヨタ東京教育センターヨタドラインクスカール東京	代表者の氏名	高津 功	矢田貝拓治	平成30年6月22日
学校法人五島育英会東急自動車学校	代表者の氏名	高橋 通	安達 功	平成30年5月27日

●東京都公安委員会告示第274号

運転免許取得者教育の認定に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第4号) 第7条第1項の規定により、次のとおり認定教育実施者から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年8月3日

東京都公安委員会
委員長 渡 邊 佳 英
記

変更届出があった認定教育実施者	変更事項	新	旧	変更年月日
株式会社コヤマトライビングル秋津	代表者の氏名	小山 義一	小山 甚一	平成30年6月1日
株式会社コヤマトライビングル二子玉川	代表者の氏名	小山 義一	小山 甚一	平成30年6月1日
株式会社コヤマトライビングル石神井	代表者の氏名	小山 義一	小山 甚一	平成30年6月1日
株式会社コヤマトライビングル成城	代表者の氏名	小山 義一	小山 甚一	平成30年6月1日

株式会社トヨタ東京教育センターヨクタドライビングスクール東京	代表者の氏名	高津 功	矢田貝拓治	平成30年6月22日
株式会社京成トラインクス	代表者の氏名	金子 芳和	井出 昭彦	平成30年6月11日
学校法人五島育英会東急自動車学校	代表者の氏名	高橋 通	安達 功	平成30年5月27日

●東京都公安委員会告示第275号

技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月3日

東京都公安委員会
委員長 渡 邊 佳 英
記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 準中型自動車免許技能検定員審査
- (4) 普通自動車免許技能検定員審査

- (5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
 - (6) 大型自動二輪車免許技能検定員審査
 - (7) 普通自動二輪車免許技能検定員審査
 - (8) 牽引^{けんいん}免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格
受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識
 - ア 教則の内容となっている事項
 - イ 自動車教習所に関する法令についての知識
 - ウ 技能検定の実施に関する知識
 - エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
平成30年9月3日 (月曜日) から同月7日 (金曜日) までの間のうち、申請書提出時において指定する日時
- (2) 場所
警視庁府中運転免許試験場 (府中市多磨町三丁目1番地の1)

<p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>平成30年8月16日（木曜日）及び同月17日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成30年8月6日（月曜日）から配布する。</p> <p>ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には23,400円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には19,500円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者には14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警</p>	<p>視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>(ア) 黒色又は青色のボールペン</p> <p>(イ) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第276号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成30年8月3日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 審査の種類</p>	<p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(3) 準中型自動車免許教習指導員審査</p> <p>(4) 普通自動車免許教習指導員審査</p> <p>(5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査</p> <p>(6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査</p> <p>(8) 牽引^{けんいん}免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p>
---	--	--

<p>(1) 日時 平成30年9月3日(月曜日)から同月7日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 平成30年8月16日(木曜日)及び同月17日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成30年8月6日(月曜日)から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p>		<p>7 審査手数料 大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,850円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)</p> <p>(2) 服装 自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(3581)4321 内線7250-5264</p>
<h2>公 告</h2> <p>建設業の許可の取消処分のお知らせ</p> <p>建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成三十年八月三日</p>		
<p>一 処分した年月日 平成三十年七月十九日</p> <p>二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 ベイエナジー日本株式会社 千代田区大手町一丁目七番二号東京サンケイビル二十七階</p> <p>王 学軍</p> <p>東京都知事許可(般一二十五)第一四一三四七号</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し</p>	<p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 処分した年月日 平成三十年七月十九日</p> <p>二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 株式会社バルシオ 港区麻布永坂町一番地麻布パークサイドビル四〇五 高松 弘明</p> <p>東京都知事許可(般一二十九)第一四七〇二三号</p> <p>三 処分の内容 建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し</p> <p>四 処分の原因となった事実 営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。</p>	

四 処分の原因となった事実

営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。

一 処分した年月日

平成三十年七月十九日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社ラック

品川区南品川一丁目二番六号

徳田 昌平

東京都知事許可(般一二十六)第一四二七〇一号

東京都知事許可(特一二十六)第一四二七〇一号

三 処分の内容

建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年八月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

(仮称)コーナンPRO西保木間店

二 店舗所在地

足立区西保木間二丁目二百九十番一ほか

三 設置者名

コーナン商事株式会社

四 意見

ア 聴取者

足立区長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

平成三十年七月十一日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成三十年八月三日から同年九月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地改良区役員の就退任について

五日市土地改良区理事長天野雅之から平成三十年四月二十三日付けで役員のが就退任届があったので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により公告する。

一 退任

退任年月日 平成三十年四月二十日

東京都知事 小 池 百合子

役職名 住所 氏名 備考

理事 あきる野市小和田百二十七番地 榎本 宇佑 理事長

同右 あきる野市小和田百二十二番地 榎本 和夫 副理事

同右 あきる野市留原八百六十一番地 渡邊 正人 副理事

同右 あきる野市五日市千四十五番地の一 森田 忠司 副理事

同右 あきる野市小和田百六十七番地五 宮崎 恒雄 副理事

同右 あきる野市小和田百三十七番地 宮崎 誠一 総括監事

同右 あきる野市小和田百十九番地 天野 雅之 副理事

同右 あきる野市小和田百十二番地 榎本 和夫 副理事

同右 あきる野市小和田百九番地 天野 雅之 副理事

同右 あきる野市小和田百五番地 天野 雅之 副理事

同右 あきる野市小和田百一十五番地の一 森田 忠司 副理事

同右 あきる野市小和田百六十七番地五 宮崎 恒雄 副理事

同右 あきる野市小和田百三十七番地 宮崎 誠一 総括監事

同右 あきる野市小和田百十九番地 天野 雅之 副理事

同右 あきる野市小和田百十二番地 榎本 和夫 副理事

同右 あきる野市小和田百九番地 天野 雅之 副理事

同右 あきる野市五日市千四十五番地の一 森田 忠司 副理事

同右 あきる野市小和田百六十七番地五 宮崎 恒雄 副理事

同右 あきる野市留原六百六十一番地 松本 廣一 副理事

同右 あきる野市深沢三百六十二番地 南澤 勝久 副理事

同右 あきる野市五日市千二百九番地 富男 副理事

同右 あきる野市五日市千二百九番地 富男 副理事

同右 あきる野市五日市千二百九番地 富男 副理事

同右 あきる野市五日市千二百九番地 富男 副理事

同右 あきる野市五日市千二百九番地 富男 副理事

同右 あきる野市五日市千二百九番地 富男 副理事

土地改良区の定款変更の認可について
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条
 第二項の規定により、府中用水土地改良区の定款の変更を
 平成三十年八月三日認可した。

平成三十年八月三日

東京総務局長 小 池 田 眞 朗

土地収用法施行令に基づく公示による通知

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2
 の規定において準用する同令第5条第2項の規定により、
 下記のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、当委員会事務局審理課に保管し、通知
 を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、
 平成30年8月23日の終了をもってその通知があったものと
 みなされる。

平成30年8月3日

東京都収用委員会

会長 池 田 眞 朗

記

1 事件名

平成28年第18号及び平成28年第18号の2

東京都市計画道路事業補助線街路第11号線のための土

地収用事件

2 通知書の名称

審理の開催について（通知）

3 通知を受けるべき者

住所 不明

ただし、商業登記簿上の住所は、東京都渋谷区

恵比寿西一丁目1番2号

氏名 株式会社エイトレーディング

代表取締役 不明

ただし、商業登記簿上の代表取締役は、大橋康

一

4 公示による通知に係る土地の所在及び地番

東京都渋谷区恵比寿四丁目74番8

5 公示による通知に係る掲示の事実

(1) 掲示されている場所

東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎1階南側）

(2) 掲示を始めた年月日

平成30年8月3日

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001